

平成27年度第1回岡山県障害者施策推進審議会
平成27年度第1回岡山県自立支援協議会 議事概要

- 1 開催日時：平成27年7月23日（木） 13：30～15：00
- 2 場 所：ピュアリティまきび 2階 千鳥の間
- 3 出席委員名（計14名、敬称略）
綾部 小百合、岡野 茂一、片岡 美佐子、小池 将文、徳弘 昭博、中島 洋子、
永田 恵子、難場 誠二、濱田 敏子、福島 益子、南 真琴、森脇 久紀、
薬師寺 明子、矢島 薫

※欠席委員（計2名、敬称略）
永井 美代子、平松 卓雄

（議事次第等）

1 開会

2 挨拶（伯野保健福祉部長）

岡山県保健福祉部長の伯野です。本日は大変御多忙の中、本会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素より本県の保健医療、福祉行政の推進に多大な御理解と御尽力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

現行の「第2期岡山県障害者計画」が、平成23年2月に策定されていますが、それ以降、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行・改正、障害者虐待防止法、さらには、障害者優先調達法の施行、障害者差別解消法の成立、こういった様々な法律の成立、改正等があり、障害のある人を取り巻く環境というのは、非常に大きな変化が起きているという状況でございます。

本日は「第3期岡山県障害者計画」（案）の策定方針等について、こうした状況の変化を踏まえて、事務局からご説明を申し上げまして、委員の皆様方からご意見を伺うこととしています。本日はご意見をもとに様々な施策を推進してまいりたいと考えていますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 議事概要

<議題1>第3期岡山県障害者計画（仮称）の策定方針・骨子案について

◇障害福祉課

資料1、2に基づき説明

■委員（小池会長）

- ①資料1（障害者福祉制度の変遷）の関係では、難病のこともあると思う。難病の新しい制度ができて、国の細かい詰めは8月いっぱいくらいかかると思うが、難病の公費負担医療の疾病範囲が増えると、障害者総合支援法における障害者の定義の中で、難病の範

困も広がっていくと考えられる。もう一つは、難病がありながらも、様々な形で雇用に結びつく政策を推進していくことが課題だと考えられる。

- ②資料2の5ページの2期と3期の障害者計画の骨子案の対照表だが、2期では大項目が7つだったのに対し、3期では大項目数が9つに増えて、差別解消法のことが入り、バリアフリーとともに、今回の計画では、「アクセシビリティ」という表現が入っている。

国際的には、「ISO」(国際標準化機構)によって、障害のある人たちがアクセスしやすいような設計を意味するという「アクセシビリティ」という言葉が、多く使われるようになってきている。「バリアフリー」が、今あるバリアをなくしていこうというもので、「ユニバーサルデザイン」というのは、もともと最初から誰にでも使いやすいようにしていこうということで、「アクセシビリティ」というのは、障害のある人がアクセスしやすいような設計とかデザインのことを指す。

■委員（難場）

資料2の関係で、2期計画から3期計画に項目が移行していく中で、「ユニバーサルデザイン」という項目がなくなっている。岡山県では、「ユニバーサルデザイン」を推進していると思うので、引き続き、計画の中で取り上げていただきたいが、考えを伺いたい。

□障害福祉課（鈴木）

基本的な考え方については、先程の小池会長からの「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」の説明のとおり、現在あるバリア（障壁）を取り除くのが「バリアフリー」、最初からバリアがないように設計、デザインをしていくのが、「ユニバーサルデザイン」と考えている。

引き続きユニバーサルデザインは、県の施策として実施しているので、この大きな項目の中から「ユニバーサルデザインの普及」という言葉は無くなってはいるが、計画自体の中には、ユニバーサルデザインについても書き込んでいきたいと考えている。

■委員（難場）

普及も十分進んでいるので、項目としてわざわざあげなくてもいいと思うが、理念や前文などのあたりに、ユニバーサルデザインに配慮していくということ、ぜひ書き加えていただければと思う。

■委員（綾部）

- ①精神障害のある人は、他の身体・知的障害のある人と比べて、医療費助成をはじめとして、福祉サービスが様々なところで適用されていない。そのような状況に対して今後どのように対応していくのか。
- ②スポーツに関して、障害者スポーツで正式競技として認められているのは、精神障害のある人の場合、ソフトバレーボールだけで、オープン参加で、フライングディスクと卓球のみ認められている。できれば、オープンでなく公式競技にしてほしい。精神障害のある人が参加できる障害者スポーツの幅が、国ではなかなか広がっていない状況だが、他県では、県、市町村で独自に認めている動きもある。今後、この障害者計画の中で反映される予定があるのか、検討される予定があるのか伺いたい。

□障害福祉課（鈴木）

（①について）障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象として、精神障害のある人も含まれていると認識しているが、対象となっていないものとして、例えばどのようなことがあげられるか。実情等を教えていただければありがたい。

■委員（綾部）

一番顕著な例として、精神障害のある人は、自立支援医療として精神科の病院に通院したら1割負担というのは決まっているが、他科診療がまず認められていない。精神科以外の内科等の疾患の場合は3割負担になる。一方、他県・市町村では、独自の負担制度がある。例えば、精神障害のある人（手帳保持者）のうち、2級であれば所得に応じて1割負担でいいですよ、とか自己負担額の上限設定等、様々なサービスがある。一方、JRや高速道路等、民間企業でも、精神障害のある人たちは割引の対象にはなっていない。

□障害福祉課（鈴木）

- ①医療費の助成については、本来、国が全国統一的な制度をもって、助成するべきであり、毎年度、国に対して制度を設けるように要望しているところであるが、なかなか実現せず、歯がゆい思いをしているところである。独自の負担制度についてご要望をいただいが、経費的な問題もあり、すぐに制度化するのは難しい。ご要望の内容を障害者計画に書き込むというのは馴染まないと考えている。ただ、計画の策定にあたっては、様々な関係団体から意見をいただき作っていきたいと考えているが、ご要望の趣旨を障害者計画に書き込んでいくということについては、検討するかどうかも含めて現段階では、回答できない。
- ②障害者スポーツについては、確かにソフトバレーボールしか精神障害のある人の正式種目に定められていない。私どもにもその他の競技も認めてほしいという御要望もいただく。この件については全国的な対応になるので、国のほうにも確認しながら、少しずつでも対象競技を広げられるような対応ができればと考えている。

■委員（綾部）

「障害者差別解消法ができるのに、障害者間で差別があるのは変だ」というのが、我々の思いだ、ぜひ前向きに国のほうにも言っていただきたい。

■委員（徳弘）

- ①言葉でわからないところがあるので教えていただきたい。資料2の2ページの下から2行目に「合理的配慮」とあるが、具体的にどういった意味なのか。
- ②資料2の5～6ページに「インクルーシブ教育」とあるが、具体的に何を指すのか。

□障害福祉課（鈴木）

合理的配慮については、第4条に「社会的障壁の除去」というものがある。具体的にはこの後説明する資料3の2ページ目の2(3)「合理的配慮」に記載している。つまり、様々な場面において、障害のある人から、社会的障壁の除去を必要とする意思表示があり、その実施に伴う負担が過重でないときについては、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。

負担が過重でないときは、様々な場面において、個々具体的に判断することになるが、事業への影響の程度や、それぞれの事業の実現可能性、費用がどのくらいかかるのか、それぞれの自治体等における財政状況等、そういったものに応じて総合的・客観的に判断していくことになる。例えば、例として、「段差に携帯用のスロープを渡す。」とか、場合によっては、「筆談、読み上げ、手話等の手法を用いながら意思疎通を図るための配慮」、「障害の特性に応じた休憩時間の調整」、こういったものを法律の中では、合理的配慮と呼んでいる。

■委員（小池会長）

①合理的配慮というのは、障害者権利条約とかアメリカのADAという差別禁止法の中でとられている手法で、今までの我が国の法体系では合理的配慮というのは、ほとんどなかった。新しい概念で、しかもどこまでやればいいのかわからない。

今までは、積極的に措置をとらなくても、同じ扱いをしていれば平等で、差別ではないということだったが、様々なハンデがある人に必要な配慮をした上で対応しないとそれは差別にあたるというのが、国際的な条約のルールになっている。その条約を受け入れるにあたって、国内法である障害者差別解消法に同じような文言として「合理的配慮」と入れた。

一方で、合理的配慮というのはどこまでやればいいのかわからない。条約の中でも「過重な負担にならない限りで」合理的配慮をなさいと書かれているが、それは国の状況とか時代の状況によって、どこまでの配慮をしたらいいかというのは変わってくる。今、この差別解消法の施行に向けて、合理的配慮をどこまでやればいいのかという対応要領を国が、現在作っている。また、民間と公的機関では扱いも差を設けている。民間は努力義務である。

②「インクルーシブ教育」についてであるが、元々は、教育の分野で、個別教育か統合教育かという議論の中で、統合教育が望ましいということで、それを「インテグレーション」と言っていた。ところが実質は、障害のある人とない人が同じ場で教育をしても、落ちこぼれになったり、差別を受けたりという状況もあった。そうでなくて個別の人それぞれに対応した教育を「インクルーシブ教育」という。

■委員（中島）

①資料2の5～6ページの骨子「IV 教育、文化芸術活動・スポーツ・国際交流等」に「大学等における障害者支援の推進」とあるが、これは適正な就労に向けて労働サイドから大学に働きかけるといったことなのか、大学教育の中で県として何をするのか伺いたい。

②骨子「V 雇用・就業、経済的自立の支援」のところは、第3期障害者計画では、就労支援という言葉が、様々な視点から書き込みされている。これはとてもいいことだと思うが、就労支援に至る前の段階の、特に高校教育で、小学校・中学校は一緒のクラスだったが、療育手帳を持っていないため、トレーニングによって一般就労に結びつける職業課のある特別支援学校高等部に行けない生徒がいる。他の高校に行っても卒業資格はとれたが就労支援と結びついていない人が多い。また、大学に行っている人も多いが、現状は卒業して3年以内に約3分の1の人が辞めており、就労しても仕事が続かない。おそらく社会的な力が育っていない、中途半端な形で社会に出て、そして自立できないという状況が蔓延しているのではないかと思う。大学教育まで受けていてA型事業所等の福祉的就労につく人が非常に増えてきている。大学教育まで受けて福祉的就労というの

は、就労に向けた教育が充実していなかったということだと思う。

これは施策を越えた問題だと思うが、高校が少子化で統廃合されていく中で、情報科等あるが、パソコンができたところで、パソコンが使えるような就職はできないわけで、もっと実地的な職業教育ができる高等部を、いろんなエリアに作っていただいで、そうすると頑張って自立する道が開けるのではないかと思う。第3期の障害者計画には相容れないかもしれないが、ずっと思っていることである。

骨子「V 雇用・就業・・・」の「経済的自立の支援」は何を意味しているのか。

□障害福祉課（鈴木）

最初の「大学等における障害者支援の推進」について、主に県として想定している対象としては、県立大学等で、例えば障害のある人が入って授業をするときに、コミュニケーションをとる場合に合理的配慮がどの程度できるかとか、あるいは、これからの検討課題だが、入試の際や、学内におけるバリアフリー化の合理的配慮に向けて何らかの取組ができないかという意味で記載している。

□特別支援教育課（福原）

私からは、高等学校段階での今の教育について話をさせていただく。まず、その前の中学校段階は、特別支援学級がある。ただ、特別支援学級に入ってなく、通常学級において、発達障害の診断が出ている生徒、また、診断は出てないがその疑いが強いという生徒を含めて、特別な支援が必要であると学校が把握している生徒の割合がH26年度で8.7%である。加えて、自閉情緒学級等に所属している生徒の場合は、約7割が普通の高等学校に行っている。それ以外は、中島委員が言われたように、知的障害との重複であれば高等支援学校に進学していると思われる。

今、話があったように、現在は、高等学校か支援学校かという選択肢になっている。従って、高等学校に、学校によってはかなりの割合で支援が必要となる生徒が在籍するという状況となっている。そこで、県では、平成25年度、平成26年度に、発達障害の支援を行う実践研究モデル校を指定して、高等学校の中でどうやって支援をしていくかという実践研究が広がっている。

また、昨年度から今年度、あるいは来年度に向けて次の取組をしている。まず、就労にポイントをおいた取組として、倉敷琴浦高等支援学校と倉敷鷺羽高等学校、つまり県立の普通の高等学校と高等支援学校がタッグを組んで、高等支援学校が就労に関しての高いノウハウを持っているので、そういう高等支援学校の持っているノウハウを高等学校が共有して、就労に向けた支援をしている。その際には、就労先や実習先の開拓ということだけではなくて、そこに向けてどういった指導を実施したらいいかということも、高等支援学校から高等学校に伝える取組を実施している。

もう1点だが、高等学校では、自立活動に向けた教育というのは課程上できないことになっている。そのような中で、特別な教育課程の研究はしてもよいということで、文部科学省から3年間、研究期間をいただいている。そのモデル校の指定を岡山御津高等学校が受けて、昨年度から特別な教育課程を組むことができるかどうか研究している。その中では就労に向けて単に教科の勉強をするだけでなく、コミュニケーションであるとか、職場で必要とされる力といったようなことを勉強していく、いわゆる自立活動的な時間をもって研究をしている。両方ともかなりの効果が出ているので、県としてはこれをどう普及し、他の学校に拡大していくことが今後の課題である。

■委員（小池会長）

様々な意見もあると思うが、本日は項目立てについて議論したい。中身については次回に議論したい。今回、2つ項目立てが増えた。この項目立てで進めてよろしいか。

（特に異議なし）

了解いただいたということで、これで進めていきたい。

<議題2>障害者差別解消法について

◇障害福祉課

資料3に基づき説明

■委員（岡野）

資料3の5ページの「5 岡山県障害者差別解消支援地域協議会」（仮称）の設置について」の「役割」の、「・個別事業ごとに・・・」の箇所、及び、「・一般私人による事案は・・・」の箇所をもう少し具体的に説明してほしい。

□障害福祉課（鈴木）

「・個別事業ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていない。」の部分だが、例えば、実際に個別の事案が生じたときに、県の地域協議会が、その事案を解決するところまでは負わされていないと考えている。この趣旨は、個々の市町村で解決した事案を「こうしたら解決に至るのだ」ということを共有して、各市町村の地域協議会へフィードバックすること等によって、差別解消が各地域で図られるような役割を、県の地域協議会は持つのだと考えている。

従って、個別の事案ごとにそれが差別かどうか、あるいはそれを解決する方法としてはどういったものがあるのかという判断自体は、県の地域協議会は負わされていないのではないかと考えている。

次の「・一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととするが、環境の整備に関する相談、制度の運用に関する相談については情報共有の対象とすることとする。」についても、同様に考えている。

■委員（岡野）

基本的に県の地域協議会の役割は、市町村からあがってきた問題について話し合い、こういうことを考えたら解決できるといったことを考え、市町村に指導するようなことを協議する場所ということで考えればいいのか。

□障害福祉課（鈴木）

指導ではなく市町村への情報提供である。市町村で様々な事案が生じる中で、非常に困難な事案など、場合によっては県の権利擁護センター等で協議されることもあるかもしれないが、そういう中で解決に至った手法や、こういった事案に対してはこういった対応でいけば解決にまで至る、あるいは解決に至りやすい、そういったものを積み上げて、市町村にフィードバックするということであり、指導というよりは情報提供である。

<議題3>第2期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画について

◇障害福祉課

資料4に基づき説明

■委員（矢島）

資料4の2ページ「第6 支援のための具体的方策」の「4 各種研修会の実施等」についてだが、6月の倉敷市議会本会議で、賃金向上に向けた取組について質問があった。岡山県は非常に低いという指摘を受けている。この「経営能力の向上に関する研修や優良事例を共有する研修等」というのは、具体的なプランや回数を決めていくのはこれからののか、それともある程度決まっているのか。

□障害福祉課（鈴木）

今のところ年間約6回を予定している。その中で、今回の計画の中でも記載している農業分野での取組の拡大ということで、六次産業化に向けた取組等の講演を予定している。

■委員（矢島）

同じ「第6 支援のための具体的方策」の「8 事業所における好事例の紹介」とあるが、どういう形で紹介していくのか。

□障害福祉課（鈴木）

これについては、実際には、例えば今回の所得向上計画（資料4）の中の6～7ページに、工賃実績・工賃目標を各事業所から取りまとめる中で、様々な事業所における取組や課題をアンケートの中で収集し、そのうち、参考になりそうな事例をとりまとめている。

この計画については、全てのB型事業所等に既に配付しており、こういったものを参考にしながら少しずつでも、工賃向上を目指していただきたいと考えている。さらに先程説明した年6回の研修のどこかのコマで、好事例等について紹介できる機会を設けたいと考えている。